

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会 様

山ノ内町教育委員会

## 諮 問 書

山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

## 記

## 1 諮問事項

## (1) 小学校の適正配置に関すること。

○山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針における  
適正配置に係る今後の具体的な取組みについて

- ・統合位置における山ノ内中学校敷地及び西小学校の既存施設の活用について

## (2) その他教育委員会が必要とする事項

○学校統合の在り方について

- ・小中一貫校並びに義務教育学校の設置に向けた検討について

## 2 理 由

当町においては、少子化が進むなか平成元年には全町で1,386人であった児童数も令和6年度には379名、新一年生も58名にまで減少し、こうした減少傾向は今後も続き、令和6年4月時点での出生数から令和12年度における児童数は300人まで減少する見込みです。また、小学校における学級編成も国の標準的な基準となる1学級35名の半数を下回る学級が増加するなか、南小学校では1学年で10名を下回る学級も生じています。

こうした状況をふまえ、山ノ内町教育委員会では平成26年に本審議会を設置し、小学校の適正規模、どのように配置を進めていくべきか、また小学校と中学校の連携の在り方について審議いただくなか、当町における小学校の適正規模の基準、適正配置の基本的な考え方、教育環境の整備等についての答申をいただき、令和4年3月には「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」をまとめ、統合小学校の統合位置を山ノ内中学校敷地としましたが、令和6年3月に開催されました山ノ内町総合教育会議において、中学校敷地のみならず、今後のまちづくりもふまえるなかで西小学校の既存施設を活用した学校統合について検討することが求められています。

また、教育委員会では、児童・生徒数が減少するなかで、小中学校が連携した教育を推進していくことが必要と考えており、小学校の統合と合わせて小中一貫校の設置など学校統合の在り方についても検討が必要となっています。